

特別栽培農産物に係る表示ガイドラインに基づき千葉県が定めた慣行レベル

平成27年1月29日一部改正

分類	作物名（作型等）	節減対象農薬 （化学合成農薬 有効成分回数）	化学肥料 （窒素成分量 kg/10a）	収穫期の目安	備考	
水稲	水稲	移植	14	9		
		湛水直播	14	9		
		乾田直播	16	9		
普通畑作物	小麦		10	18		
	さつまいも	早掘	10	3	7～8月	化学合成農薬は 苗切り離し以降 の使用回数
		トンネル	10		7～8月	
		普通	12		9～11月	
	落花生	マルチ	4	3		
	大豆	転換1～2年目	8	6		転換畑以外の畑 作を含む
		転換3年目以降		12		
そば	夏播き	4	2			
茶	成木園	12	48			
野菜	だいこん	春どり	10	15	3～4月	
		初夏どり	14	10	5～6月	
		秋どり	14	3	10月	
		冬どり	12	9	11～2月	
	にんじん	トンネル春どり	14	20		
		秋冬どり	18	15		
	こかぶ	冬どり	8	18	12～3月	
		春どり	8	26	4～5月	
		初夏どり	10	12	6月	
		夏どり	10	3	7～9月	
		秋どり	12	12	10～11月	
	さといも	マルチ	10	18		種芋生産を含む
		トンネル	6	15		
		露地	10	18		
	やまといも	普通	22	21		
	じねんじょ		16	32		
	アビオス	露地	0	4	1～2月	
	キャベツ	春どり	18	28	4～6月	
		秋どり			10～11月	
		冬どり			12～3月	
	ねぎ	春どり	32	28	4～5月	
		坊主しらず	28	30	5～6月	
		夏どり	24	24	6～10月	
		秋冬どり	38	26	10～3月	
		冬どり	10	20	3～5月	
	葉ねぎ	夏どり	12	18	6～9月	
		秋どり	12	20	10～11月	
		冬どり	10	22	12～2月	
	根みつば		6	10	2～4月	
	レタス	秋どり	14	20	10～11月	
冬どり		18	24	12～2月		
春どり		18	24	3～5月		
非結球レタス （リーフレタス、かきちしゃ（サンチュ等））		14	25			
エンダイブ	秋冬どり	10	25	10～3月		
ほうれんそう	春どり	8	12	3～5月		
	夏どり	10	12	6～9月		
	秋どり	10	20	10～11月		
	冬どり	8	25	12～2月		
野菜	こまつな	春どり	8	20	3～5月	
		夏どり	8	11	6～9月	
		秋どり	10	20	10～11月	
		冬どり	8	17	12～2月	
	みずな	春どり	4	10	3～5月	
		夏どり	6	7	6～9月	
		秋どり	4	10	10～11月	
	ルッコラ	冬どり	4	13	12～2月	
		春どり	4	12	3～5月	
		夏どり	6	12	6～9月	
		秋どり	4	20	10～11月	
	からしな	冬どり	4	20	12～2月	
はくさい	冬どり	4	20	2～3月		
べかな	秋冬どり	14	26	11～1月		
	ハウス秋どり	4	7			
食用なばな	露地秋どり	4	14			
	秋冬どり	14	40			
しゅんぎく	秋冬どり	16	23	10～4月		
	春どり	14	10	4～6月		

分類	作物名（作型等）		節減対象農薬 （化学合成農薬 有効成分回数）	化学肥料 （窒素分量 kg/10a）	収穫期の目安	備考
野菜	にら	ハウス・トンネル	播種または 株分けから 1年間40 （かつ収穫 1期につき4） 次の1年間38 （かつ収穫 1期につき4）	播種または 株分けから 1年間35 次の1年間18	11～6月	
		露地夏どり	播種または 株分けから 1年間30 （かつ収穫 1期につき4） 次の1年間34 （かつ収穫 1期につき4）	播種または 株分けから 1年間35 次の1年間18	7～9月	
	茎葉かんしょ		4	14		化学合成農薬は 苗切り離し以降 の使用回数
	セルリー	ハウス春どり	22	50	2～3月	
	ブロッコリー	秋冬どり	14	29	10～3月	茎ブロッコリー も含む
		春どり	14	28	5～6月	
	カリフラワー	秋冬どり	10	30	11～12月	
	チンゲンサイ		12	15	周年	
	タアサイ		12	15	周年	
	大葉		20	28		
	モロヘイヤ	露地	4	28	7～9月	
	えだまめ	ハウス	6	5		
		トンネル	6			
		マルチ	8			
		露地	10	6		
	さやえんどう	露地	10	9		
	スナップエンドウ	ハウス	21	30	11～5月	
		トンネル		15		
	そらまめ	マルチ	10	9		
		露地		14	5月	
	食用とうもろこし	ハウス半促成	6	34	5～6月	
		トンネル	8	34		
		マルチ		32		
		露地	10	27	7～8月	
	トマト	促成（長期）	58	52	10～6月	
		促成（短期）	44	37	10～2月	
		半促成（収穫期2～6月）	36	37	2～6月	
		半促成（収穫期4～7月）	32	37	4～7月	
		抑制	32	24		
	ミニトマト	促成	48	57	10～6月	
		半促成	32	37	4～6月	
抑制		34	22	8～12月		
きゅうり	促成	76	60			
	抑制	42	27			
	ハウス早熟	42	28			
	露地	30	32	6～8月		
しろうり	ハウス半促成	32	32	5～9月		
	トンネル・露地	14	24	6～8月		
ズッキーニ	抑制	14	18	9～1月		
	半促成	13	23	1～5月		
にがうり	ハウス初夏どり	17	17	5～8月		
	ハウス夏どり	18	38	5～8月		
すいか	露地夏どり	18	41	7～9月		
	ハウス半促成	18	21	5～6月		
小玉すいか	トンネル（6～7月）	28	25	6～7月		
	トンネル（8～10月）	28	10	8～10月		
	ハウス半促成	18	19	5～6月		
メロン	トンネル（6～7月）	30	21	6～7月		
	トンネル（8～10月）	28	10	8～10月		
温室メロン	ハウス半促成	32	14	5～6月		
	トンネル	30	16	6～7月		
いちご	夏どり隔離床栽培	24	17	3～8月		
	地床栽培	26	13			
さやいんげん	促成	42	37		化学合成農薬は ランナー切り離し 以降の使用回数	
	ハウス半促成	22	24			
ばれいしょ	トンネル	22	27			
	抑制	10	19			
ばれいしょ	マルチ	14	15			
	露地	14	15			

分類	作物名（作型等）		節減対象農薬 （化学合成農薬 有効成分回数）	化学肥料 （窒素分量 kg/10a）	収穫期の目安	備考
野菜	ごぼう	秋冬どり	10	22	6～8月	
		春夏どり	8	22		
	れんこん	普通	4	27		
		ハウス				
	根しょうが	マルチ	14	22		
		ハウス	6	15		
	葉しょうが	トンネル	6	15		
		露地	6	15		
		半促成（1年目）	34	32		定植年の12/31 まで
	アスパラガス	半促成（2年目以降）	34	41		1栽培期間は 1/1～12/31
		マルチ	17	24		
	たまねぎ	露地	12	30	5～6月	
	葉たまねぎ	トンネル	6	24	1～3月	
	らっきょう	マルチ	6	22	6月	
		露地	6	22		
	なす	促成	69	64	9～6月	
		半促成（短期）	38	48	2～7月	
		半促成（長期）	40	60	2～11月	
		トンネル	30	46	5～8月	
		露地	26	35	6～9月	
	かぼちゃ	トンネル	14	16		
		露地	14	16		
	ピーマン	促成	56	61	11～6月	
半促成（短期）		34	37	4～7月		
半促成（長期）		56	46	4～11月		
抑制（長期）		57	62	7～4月		
ししとうがらし	促成	46	46	9～6月		
	半促成	28	37	5～10月		
	露地	18	37	6～9月		
オクラ		6	23			
つるむらさき	露地	7	17			
エンサイ	露地	6	8			
にんにく	露地	11	21			
果樹	日本なし	清耕栽培	52	20		
		草生栽培		26		
	温州みかん		26	27		
	中・晩生かんきつ類		10	30		
	ゆず		14	16		
	レモン	露地	10	33		
		施設				
	びわ	露地	8	27		
		施設				
	キーウィフルーツ		6	20		
	いちじく		18	16		
	ぶどう		26	6		
	くり		6	16		
	かき		8	16		
	うめ		12	14		
	ブルーベリー	ポット栽培以外	6	9	6～9月	
		ポット栽培	7	0.0576 （化学肥料 使用量は 「g/L」）	5～7月	
	ラズベリー	ポット栽培以外	7	12		
		ポット栽培	7	0.09 （化学肥料 使用量は 「g/L」）		

注）収穫期が基準月を超える場合は、前後月1ヵ月までを目安とする

特別栽培農産物に係る表示ガイドラインに準じて千葉県が定めた慣行レベル*

平成27年7月24日一部改正

分類	作物名（作型等）	節減対象農薬 （化学合成農薬 有効成分回数）	化学肥料 （窒素分量 kg/10a）	収穫期の目安	備考
飼料作物	飼料用米	12	15		
	WCS用稲	12	15		

※特別栽培農産物に係る表示ガイドラインの対象とならない農作物について、同ガイドラインに準じ慣行レベルを定めたもの